

○森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律の施行について

昭和 62 年 6 月 12 日 62 林野組第 142 号

知事あて 農林水産事務次官

先の第 108 回国会において、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和 62 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）が成立し、昭和 62 年 6 月 12 日付けで公布、施行されるとともに、これに伴い、森林組合合併助成法施行令の一部を改正する政令（昭和 62 年政令第 213 号）及び森林組合法施行規則の一部を改正する省令（昭和 62 年農林水産省令第 16 号。以下「改正規則」という。）が同日にそれぞれ公布、施行されたところである。

これらの改正法等による今回の森林組合制度の改善は、木材需要の減退、材価の低迷等の状況に加え、急激な円高が進行し、森林・林業をめぐる情勢が厳しさを増す一方で、森林の有する国土の保全、水資源のかん養、保健休養機能等の多面的機能に対する国民の関心が高まっていることに対応して、森林所有者の協同組織である森林組合の機能の充実と組織の強化を図ることをねらいとするものである。

このような今回の森林組合制度の改善に関し、別紙 1 及び 2 のとおり、改正法等の施行に当たっての留意事項が定められたので、その指導に遺憾のないようにされたい。

以上、命により通達する。

別紙 1

森林組合法の一部改正に関する事項

第 1 趣 旨

森林・林業をめぐる厳しい情勢の下で、地域林業の振興、森林管理の維持・適正化を図り、さらに、林業を中心とする山村地域の経済振興と国民の期待する森林の多面的な機能の高度発揮にも資していくためには、個々の森林所有者による取組みのみでは自ら限界があるので、その努力を相まって、森林所有者の協同組織である森林組合が、地域の木材加工・流通業者等の関連事業者と十分連携協調し、地域一体となって各種事業に積極的な取組みを行っていく必要がある。

このため、この度、森林組合の自助努力を助長すべく、森林組合の機能の充実と組織の強化を図ることをねらいとして、森林組合及び森林組合連合会の事業範囲の拡大等、信託事業制度の改善、共同施業規程制度の創設、准組合員資格の拡大、総代会の議決事項の追加などの森林組合制度の改善を行うこととされたところである。

第 2 森林組合に関する改正事項

1 事業範囲の拡大等

森林組合が林業を中心とする山村地域の経済振興に寄与していくためには、組合員の森林の経営の活性化を図るための取組みとともに、組織経営基盤が充実し事業遂行能力の高い組合にあっては、これに加え、その経営を多角化して、組合員の生産する林産物の付加価値の向上、販路の拡大、山村における就業の場の確保等の面で積極的な取組みを行うことが求められている。このため、これに対応して、森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号。以下「法」という。）第

9 条に定められている森林組合の事業範囲について拡大等が行われたものである。

(1) 資金貸付事業の拡大等 (法第 9 条第 2 項第 1 号)

ア 組合員の森林の経営の活性化を図るためには、組合員による森林の未利用資源や保健休養機能の活用、林産物の高付加価値化等を通じた森林の経営の多角化を促進することが重要であり、森林組合においても、これを支援するため、資金貸付事業の拡大を行うことが求められている。

資金貸付事業の対象資金は、これまで「林業に必要な」資金に限られていたが、このような要請にこたえて、「林業その他の事業に必要な」資金に拡大された。この場合の「その他の事業」とは、森林・林業に関連する事業を意味するものである。

イ また、組合員の生活に必要な資金の貸付けについては、これまで福利厚生事業の一環として行われてきたが、その貸付けの適正かつ円滑な実施を図るため、アの対象資金の拡大と併せ、対象資金として組合員の「生活に必要な」資金が明定されたものである。

この「生活に必要な資金の貸付け」に当たっては、森林組合の組合員の大部分が農業協同組合の組合員と重複していること等にかんがみ、組合員の便宜のためという観点に立って農業協同組合による貸付けとの調整が自ずと図られるようにする必要がある。

ウ なお、森林組合はいわゆる信用事業（預貯金の受入れ）を行っていないので、資金貸付事業の実施に当たっては、基本的には、農林漁業金融公庫、農林中央金庫等からの資金を借り入れ、これを転貸することとなるが、その際、組合員の便宜という観点に立って行うようにする必要がある。

(2) 購買事業の拡大等 (法第 9 条第 2 項第 2 号)

ア 組合員の森林に経営の活性化を図るためには、(1) のアで述べたとおり森林の経営の多角化を促進することが重要であり、森林組合においても、これを支援するため、購買事業の拡大を行うことが求められている。

購買事業の取扱物資は、これまで「林業に必要な」物資に限られていたが、このような要請にこたえて、「林業その他の事業に必要な」物資に拡大された。この場合の「その他の事業」は、(1) のアと同じである。

イ また、組合員の生活に必要な物資の供給については、これまで福利厚生事業の一環として行われてきたが、その供給の適正かつ円滑な実施を図るため、アの取扱物資の拡大と併せ、取扱物資として組合員の「生活に必要な」物資が明定されたものである。

この「生活に必要な物資の供給」に当たっては、(1) のイで述べたとおり組合員の便宜のためという観点に立って農業協同組合の購買事業との調整が自ずと図られるようにする必要がある。

(3) 建物その他の工作物の建設又は売渡しの事業の創設 (法第 9 条第 2 項第 3 号)

この事業は、組合員の生産する木材等の林産物の需要の増進、販路の拡大及び付加価値の向上を図るため創設されたものである。

具体的な事業の実施に当たっては、経営、技術等の点で難しい面があることから、ログハウス、木造畜舎・農機具庫の建設、間伐材を利用した落石防護柵の設置等の簡易なものから先ず取り組み、次第に木造住宅の建設等高度なものへと取り組んでいくことが肝要である。

特に、木造住宅の建設等については、地域の関連事業者と協調して取り組むことが重要であり、総合産業としての性格が強く、そのノウハウを習得し、事業遂行能力を得るには、

相当の期間を必要とするものと見込まれ、既にこの分野で格別の事業遂行能力を有している森林組合を除いては、当分の間、共同出資団体の形態により行う等地域の関連事業者との強い連携の下に進められることが望ましい。

(4) 食用きのこその他の林産物の生産の事業の創設（法第9条第2項第9号）

この事業は、組合員の就労と所得の機会を確保し、山林地域住民の生活の安定を図ることが重要であることにかんがみ、いわゆる山村加工事業（法第9条第2項第9号の組合員に労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設）の延長上にあるものとして創設されたものであるので、その実施に当たっては、本事業の趣旨を踏まえ、組合員の労働力が十分活用されるように行うとともに、地域又は傘下の生産森林組合、組合員等の行う食用きのこその他の林産物の生産の事業との協調を図りつつ行われるように留意する必要がある。

2 信託事業の改善

(1) 森林整備の推進には資金の確保が重要であるが、近年、林業者の負担だけでは困難となりつつある状況を踏まえて、国民各層の緑に対する関心や森林の保健休養機能に留意しつつ、都市住民等の参加を促し、外部資金の導入を推進していくことが求められている。

(2) このような中で、森林組合による組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け（以下「信託事業」という。）は、これまで実績はないものの、組合員の所有する森林を安定的な契約関係の下にまとめる手法であり、そのまとめられた森林につき分収育林又はその保健機能の増進に関する事業（森林レクリエーション事業）を組み合わせる場合には、外部資金を導入する手法として評価できる面がある。

(3) このため、信託事業と分収育林区は森林レクリエーション事業との組合せが円滑に行われ、信託事業を活用した森林の経営が促進されるよう、改正法により、森林組合が引き受けた信託に係る事務のうち、「農林水産省令で定める従たる事務について、信託契約に定める範囲内において」、他の者に委託して処理させることができることとされた。（法第11条第3項）

(4) この場合、「農林水産省令で定める従たる事務」とは、改正規則による改正後の森林組合法施行規則（昭和53年農林水産省令第1号）第2条の2において、

ア 信託に係る森林についての分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第3項の分収林契約の締結に関する事務

イ 信託に係る森林の保健機能の増進に関する事業の実施に関する事務とされたところであるので、必要に応じ、森林整備法人（分収林特別措置法第9条第2号の森林整備法人をいう。）、信用力のある民間団体等にこれらの事務を委託し、その信用力、ノウハウ等を活用して、信託事業を円滑かつ適正に実施することができることとされた。この場合において、森林組合が明確な事業実施方針を作成し、これに即してこれらの民間団体等に事務を委託する必要がある。

(5) このような信託事業と分収育林又は森林レクリエーション事業との組合せにより外部資金を導入するに当たっては、これに参加する都市住民等に対して、緑との触合いを深めつつ森林の育成に参加する機会を得るためのものであることを明らかにさせつつ行うことが必要である。

(6) なお、(3)の改正に伴い、森林組合による森林の経営の信託についても、信託法（大

正 11 年法律第 62 号) 第 26 条第 2 項後段及び第 3 項の規定が適用されることとされた。(法第 14 条)

3 共同施業規程制度の創設

- (1) 我が国の民有林における零細かつ分散した保有形態の下で、適正かつ効率的な森林施業を推進し、森林の経営の活性化を図るためには、個々の森林所有者による取組みのみでは限界があることから、森林施業の共同化を推進していくことが必要である。

このため、今回の法改正により、森林組合が森林施業の共同化を積極的に推進していくことができるよう共同施業規程制度が創設された。(法第 25 条の 2)

- (2) 共同施業規程制度においては、まず、森林組合が、一体として整備することが相当と認められる森林における施業の共同化を推進するため、森林施業の共同化に関する規定(共同施業規程)を定め、これにおいて、森林施業の共同化に関する協定の基本となるべき事項及び森林組合が委託を受けて行う森林の施業に関する事項を示すことにより、この規程に即した森林施業の共同化に関する協定の締結を組合員に働きかけることができることとされた。

- (3) 次に、森林組合は、共同施業規程に即して施業の共同化に関する協定を締結した組合員(組合員以外の法第 9 条第 9 項に掲げる森林所有者を含む。)から協定に従った施業の委託の申出があった場合、応諾義務を負うほか、当該協定の対象となっている森林以外の森林に係る組合員その他の森林所有者(国及び地方公共団体を除く。)がその森林について協定に参加することが共同施業規程に即した森林施業の共同化を図るため特に必要であると認められるときは、その者に対し協定に参加するよう勧奨することができることとされた。

- (4) このような共同施業規程制度は、森林施業の共同化の促進に関して、森林組合による積極的な働きかけの制度的な裏付けを提供するものであり、これを活用して、森林組合が、不在村森林所有者に係る森林を含む地域の森林全体の経営の活性化と管理の維持・適正化に積極的に取り組むとともに、非組合員の森林組合の加入促進にも役立てることが期待される。

- (5) なお、共同施業規程制度の創設に伴い、法第 46 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 61 条第 1 項第 2 号及び第 107 条第 1 号の規定につき所要の改正が行われた。

4 准組合員資格の拡大

- (1) 森林組合の機能を補完し、組合員の多様な需要に応えるため、近年、森林組合が単独で、又はその組合員と共同で主たる構成員又は出資者となって、団体を設立し、木造住宅の建設、木材の加工・販売等の事業を行う例が増加している。

- (2) このような団体に対し、森林組合が、債務保証その他の施設利用の面でも組合員と同様の便益を供与しうるようにするため、このような団体について森林組合の准組合員資格を与えることとされた。(法第 27 条第 1 項第 3 号)

5 総代会の権限の強化

- (1) 比較的規模の大きい森林組合においては、総会の会場の確保が困難なばかりか、総会での実質的な討論が困難となり組合員の意見が正しく反映されないおそれがある場合もみられるので、総代会の活用が広く行われているところであるが、合併に当たっては、総会における議決が必要とされるため、このことが合併の促進にとって支障となっている場合

もみられる。

- (2) このような森林組合を含めて合併の円滑な促進を図るため、総代会の権限を強化し、総代会において合併の議決を行い、かつ、これについて総組合員の半数以上が投票する組合員の投票において、その投票数の 3 分の 2 以上の多数による賛成を得ることによっても、森林組合の合併を行うことができることとされたものである。

(法第 65 条第 6 項、第 65 条の 2 及び第 84 条第 1 項)

- (3) また、これと併せて、同様に、解散の議決についても、総代会の権限とされたところである。(法第 65 条第 6 項、第 65 条の 2 及び第 83 条第 4 項)

- (4) このように合併又は解散の議決を総代会で行う場合には、事前に総代が中心となって集落単位の座談会を開催する等の方法によって組合員の意向を十分に把握するよう努めるとともに、総代会の議決後に行う組合員の投票を適正に実施することにより、組合員の意思を的確に反映するようにする必要がある。

- (5) なお、(2) 及び (3) の改正に伴い、法第 65 条第 5 項、第 83 条、第 100 条第 2 項及び第 4 項、第 109 条第 5 項並びに第 122 条第 1 項第 16 号の規定が改正された。

第 3 森林組合連合会に関する改正事項

1 総 説

改正法により法第 101 条第 1 項が改正され、森林組合連合会の事業範囲の拡大が行われたが、これらの事業範囲の拡大に係る事業の実施に当たっては、森林組合連合会は、基本的にはその会員である森林組合の事業を補完するものであることを踏まえ、当該森林組合との摩擦が生ずることはあってはならず、また、地域の関連事業者との協調・連携の下に取り組むべきことは、個々の単位森林組合の場合と同様である。

2 森林の施業又は経営の受託の事業の創設

- (1) 森林の施業又は経営の受託については、これまで、森林組合のみができることとされ、森林組合連合会はできないこととされていたが、複数の森林組合の地区に点在して森林を有する森林所有者や道路、線路、送電線等に沿って複数の森林組合の地区にまたがる森林を有する森林所有者の要請にこたえて、森林組合系統が適正かつ円滑に森林の施業又は経営の受託を行うためには、森林組合連合会がこれらの森林所有者の森林について一括して受託することが求められている。
- (2) このため、改正法により、森林組合連合会が所属員の委託を受けて森林の施業又は経営を行うことができることとされた。(法第 101 条第 1 項第 1 号の 2)
- (3) この場合、森林組合連合会は、森林組合の事業を補完するものであるとの観点から、委託者である森林所有者の利益の保護にも留意しつつ、基本的には、その受託した森林の施業又は経営を該当地区の森林組合に委託するものとする。

3 建物その他の工作物の建設又は売渡しの創設

この事業は、森林組合連合会においてもできることとされたが、このことについては、第 2 の 1 の (3) に準ずるものとする。(法第 101 条第 1 項第 5 号)

4 食用きのこその他の林産物の生産の事業の創設

この事業は、森林組合連合会においてもできることとされたが、このことについては、第 2 の 1 の (4) に準ずるものとする。(法第 101 条第 1 項第 11 号)

5 債務保証事業の拡充

- (1) 森林組合連合会は、会員の負担する債務を保証することができるとされているが、これまで、その債務は、定款で定める金融機関に対するものに限られているため、国又は地方公共団体に対するものについては、債務を保証することができないとされていた。
- (2) このため、森林組合連合会の会員である森林組合が、国又は地方公共団体から治山・林道工事を受託する場合等にあっても、森林組合連合会は、債務保証を行うことができなかったが、このような場合には、森林組合系統が一体となった取組みにより森林組合の事業遂行の円滑化を資することが望ましいことから、改正法により、国又は地方公共団体に対しても、森林組合連合会がその会員の負担する債務を保証できることとされた。(法第 101 条第 5 項)

第 4 罰則の変更

昭和 53 年の法制定以来経済情勢が変化していること等にかんがみ、法第 120 条の罰金について、「20 万円以下」から「100 万円以下」に引き上げられた。(法第 120 条)